

○前回審議会での説明との変更点

	変更点	11月までの説明	今後の実施内容	変更理由
1	開始時期	令和9年2月開始 (予定)	令和8年4月開始	・少しでも早いリチウムイオン電池類の混入防止
2	収集日	紙類・布類と同日	これまでどおり (プラスチック製容器包装と同日)	・収集作業の効率化 ・市民への影響を再検討
3	周知期間	6か月程度	2か月半程度	・丁寧に周知することで開始時期を前倒し可能と判断したため

○市民周知の内容

(1)自治会連合協議会14地区会長への説明	1/19～1/30
(2)リーフレットの全戸配布	2/2～2/26
(3)自治会配布	
①掲示板へのポスター貼付依頼	2/18～2/20
②じゅんかんニュース(特集号)回覧依頼	3/4～3/6
(4)動画を活用した周知	2/6～配信開始予定
媒体は市公式ウェブ、SNS等	
(5)個別説明会(17回)	2/28～3/8
全公民館および第1庁舎にて開催	
(6)ごみ分別アプリからの周知	2/2～案内開始予定

上記以外に、広報いちかわ、市内デジタルサイネージ、第1庁舎電光掲示板の活用等による周知のほか、拠点回収場所の増設や、3月からのプレ収集を予定している。